



答 申 第 9 0 2 号
令和 2 年 10 月 26 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、令和 2 年 10 月 16 日
付け神行税市第 3508 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申
します。

記

共通基盤及び統合宛名システムの再構築と情報項目の追加について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 共通基盤及び統合宛名システムを再構築するにあたり、新たに行財政局税務部市民
税課が保有する税情報を利用して、参照用税情報データベースを構築することは、税
情報の使用を許可された所管課が迅速に利用でき、システムの効率化が期待され、公
益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適
切かつ慎重に取り扱わなければならない。

共通基盤及び統合宛名システムの再構築と情報項目の追加について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

別紙
答申 902

(共通項目)

- ・業務グループコード
- ・業務宛名番号の業務グループコード
- ・業務宛名番号
- ・確定時点
- ・修正日時
- ・連携日時
- ・電文メッセージ ID
- ・電文種別 ID
- ・電文実行モード
- ・送信元システム識別子
- ・送信先システム識別子
- ・中間サーバー受付番号
- ・電文結果コード
- ・依頼元部署コード
- ・依頼元ユーザ ID
- ・登録削除区分
- ・レコード識別番号
- ・統合宛名番号
- ・特定個人情報名コード
- ・データセットの識別項目コード
- ・データセットレコードのキー
- ・特定個人情報の版番号
- ・親データセットレコードのキー
- ・公開開始日
- ・公開終了日
- ・行政区コード

(副本項目)

- ・課税年度
- ・総所得金額等
- ・合計所得金額
- ・総所得金額
- ・給与所得額
- ・給与収入額
- ・給与専従者収入額
- ・雑所得額（総合）
- ・公的年金等所得額
- ・公的年金等収入額

- ・ 公的年金等以外雑所得額（総合課税）
- ・ 事業所得額
- ・ 営業等所得額
- ・ 農業所得額
- ・ 特例肉用牛所得額
- ・ 不動産所得額
- ・ 利子所得額（総合）
- ・ 配当所得額（総合）
- ・ 譲渡所得額（総合）
- ・ 長期譲渡所得額（特別控除前）
- ・ 特別控除額（長期譲渡所得）
- ・ 短期譲渡所得額（特別控除前）
- ・ 特別控除額（短期譲渡所得）
- ・ 一時所得額（総合）
- ・ 山林所得額
- ・ 退職所得額（総合）
- ・ 譲渡所得額（申告分離）
- ・ 長期譲渡所得額（特別控除前）
- ・ 特別控除額（長期譲渡所得）
- ・ 短期譲渡所得額（特別控除前）
- ・ 特別控除額（短期譲渡所得）
- ・ 株式等譲渡所得額（申告分離）
- ・ 一般株式等譲渡所得額
- ・ 上場株式等譲渡所得額
- ・ 上場株式等配当等所得額（申告分離）
- ・ 先物取引雑所得額（申告分離）
- ・ 条約適用利子等の額
- ・ 条約適用配当等の額
- ・ 特例適用利子等の額
- ・ 特例適用配当等の額
- ・ 繰越控除額
- ・ 純損失繰越控除額
- ・ 居住用財産譲渡損失繰越控除額
- ・ 特定居住用財産譲渡損失繰越控除額
- ・ 上場株式等譲渡損失繰越控除額
- ・ 特定株式等譲渡損失繰越控除額
- ・ 先物取引差金等決済損失繰越控除額
- ・ 雑損失繰越控除額
- ・ 雑損控除額
- ・ 医療費控除額
- ・ 小規模共済等掛金控除額

- ・ 社会保険料控除額
- ・ 生命保険料控除額
- ・ 地震保険料控除額
- ・ 配偶者特別控除額
- ・ 配偶者控除等
- ・ 扶養控除
 - ・ 一般
 - ・ 特定
 - ・ 老人
 - ・ 同老
- ・ 16歳未満扶養者数
- ・ 障害者控除
 - ・ 普障
 - ・ 特障
 - ・ 同特
- ・ 控除対象配偶者
- ・ 控除対象障害者
- ・ 控除対象寡婦（寡夫）
- ・ 控除対象勤労学生
- ・ 扶養控除対象
- ・ 16歳未満扶養親族
- ・ 専従者控除額
- ・ 所得控除合計額
- ・ 課税所得額（課税標準額）
- ・ 市町村民税__税額控除前所得割額
- ・ 市町村民税__調整控除額
- ・ 市町村民税__調整額
- ・ 市町村民税__住宅借入金等特別税額控除額
- ・ 市町村民税__住宅借入金等特別税額控除額【税源移譲前】
- ・ 市町村民税__寄附金税額控除額
- ・ 市町村民税__寄附金税額控除額【税源移譲前】
- ・ 市町村民税__外国税控除額
- ・ 市町村民税__配当控除額
- ・ 市町村民税__配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額
- ・ 市町村民税所得割額
- ・ 市町村民税所得割額【税源移譲前】
- ・ 市町村民税均等割額
- ・ 都道府県民税所得割額
- ・ 都道府県民税均等割額
- ・ 居住用損失額
- ・ 市町村民税所得割額（減免前）

- ・市町村民税均等割額（減免前）
- ・減免税額
- ・所得税確定申告書の提出の有無
- ・住民税申告書の提出の有無
- ・住民登録外課税の有無
- ・住民登録外課税者の課税地市区町村コード



答申第 903 号
令和 2 年 10 月 26 日

神戸市長 久元喜造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、令和 2 年 10 月 26 日付け神企情第 2684 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

共通基盤及び統合宛名システムの再構築と情報項目の追加について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 共通基盤システムと統合宛名システムの両システムを統合し、また、税情報の新たなデータベースを構築することは、システムのハード・ソフト両面において、効率化が期待され、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

◎は条例第11条第2項に該当するもの
下線は今回追加する項目

1. 住民記録情報

(基本情報)

受付番号

世帯番号

住記個人番号

異動年月日(転入, 転出, 出生, 死亡等の異動あった日)

届出年月日

氏名(漢字・カナ・通称名・アルファベット)

性別

生年月日

住民票コード

住所

郵便番号

住定異動年月日(現住所に住所を定めた日)

住定届出年月日

住定異動事由(転入, 出生等の現住所へ異動した事由)

続柄

住民年月日(神戸市民となった日)

住民届出年月日

住民事由(転入, 転出, 出生, 死亡等の異動の事由)

筆頭者

本籍_全国地方公共団体コード

本籍_住所名称

転入前住所

世帯主氏名(漢字・カナ・アルファベット)

備考

前住所

転出先住所

転出予定日

転出届出日

転出確定住所_全国地方公共団体コード

転出確定住所

転出確定年月日

転出確定通知年月日

住なく年月日(神戸市民でなくなった日)

住なく届出年月日

住なく事由コード(転出, 死亡等の異動の事由)

併記名

世帯主個人番号

在留資格コード(永住者, 短期滞在等の在留資格を識別する事由)

在留期間
国籍コード（外国人本人の国籍を識別する事由）
世帯区分
住民種別コード（住民記録、外国人登録等の住民種別を識別する事由）
外国人住民年月日（外国人が神戸市民となった日）
第 30 条 45 規定区分（外国人登録の事由）
在留コード等番号

(DV 関連情報)

- ◎DV 支援種別 【※新規追加項目】（DV, ストーカー, 区別無し）
- ◎DV 開始・終了年月日 【※新規追加項目】（DV 適用期間）

(行政欄関連情報)

介護_被保険者番号
介護_資格区分（一号, 二号, 住所地特例等の資格を識別する区別）
介護_資格取得年月日
介護_要介護区分（要介護, 要支援等の要介護認定を識別する区別）
国保_国保番号（国民健康保険の被保険者番号）
国保_保険者番号
国保_資格異動事由コード（資格取得, 資格喪失等の異動の事由）
国保_資格異動年月日
国保_退職区分（退職者本人, 被扶養者等の退職者医療の区別）
国保_退職該当年月日
国保_退職非該当年月日
児童手当_福祉個人番号（児童手当受給者を管理する番号）
児童手当_開始・終了年月
児童手当_DB 区分
児童手当_処理区分
年金_年金番号（国民年金の記号番号）
年金_種別コード（年金の種別）
年金_資格異動年月日
後期_被保険者番号（後期高齢者医療の被保険者番号）
後期_資格事由（資格取得, 資格喪失等の資格を識別する事由）
後期_資格異動年月日
後期_保険者番号開始・終了年月日

2. 税情報

(共通項目)

- ・ 業務グループコード
- ・ 業務宛名番号の業務グループコード
- ・ 業務宛名番号
- ・ 確定時点
- ・ 修正日時
- ・ 連携日時
- ・ 電文メッセージ ID

- ・ 電文種別 ID
- ・ 電文実行モード
- ・ 送信元システム識別子
- ・ 送信先システム識別子
- ・ 中間サーバー受付番号
- ・ 電文結果コード
- ・ 依頼元部署コード
- ・ 依頼元ユーザ ID
- ・ 登録削除区分
- ・ レコード識別番号
- ・ 統合宛名番号
- ・ 特定個人情報名コード
- ・ データセットの識別項目コード
- ・ データセットレコードのキー
- ・ 特定個人情報の版番号
- ・ 親データセットレコードのキー
- ・ 公開開始日
- ・ 公開終了日
- ・ 行政区コード

(副本項目)

- ・ 課税年度
- ・ 総所得金額等
- ・ 合計所得金額
- ・ 総所得金額
- ・ 給与所得額
- ・ 給与収入額
- ・ 給与専従者収入額
- ・ 雑所得額 (総合)
- ・ 公的年金等所得額
- ・ 公的年金等収入額
- ・ 公的年金等以外雑所得額 (総合課税)
- ・ 事業所得額
- ・ 営業等所得額
- ・ 農業所得額
- ・ 特例肉用牛所得額
- ・ 不動産所得額
- ・ 利子所得額 (総合)
- ・ 配当所得額 (総合)
- ・ 譲渡所得額 (総合)
- ・ 長期譲渡所得額 (特別控除前)
- ・ 特別控除額 (長期譲渡所得)

- ・短期譲渡所得額（特別控除前）
- ・特別控除額（短期譲渡所得）
- ・一時所得額（総合）
- ・山林所得額
- ・退職所得額（総合）
- ・譲渡所得額（申告分離）
- ・長期譲渡所得額（特別控除前）
- ・特別控除額（長期譲渡所得）
- ・短期譲渡所得額（特別控除前）
- ・特別控除額（短期譲渡所得）
- ・株式等譲渡所得額（申告分離）
- ・一般株式等譲渡所得額
- ・上場株式等譲渡所得額
- ・上場株式等配当等所得額（申告分離）
- ・先物取引雑所得額（申告分離）
- ・条約適用利子等の額
- ・条約適用配当等の額
- ・特例適用利子等の額
- ・特例適用配当等の額
- ・繰越控除額
- ・純損失繰越控除額
- ・居住用財産譲渡損失繰越控除額
- ・特定居住用財産譲渡損失繰越控除額
- ・上場株式等譲渡損失繰越控除額
- ・特定株式等譲渡損失繰越控除額
- ・先物取引差金等決済損失繰越控除額
- ・雑損失繰越控除額
- ・雑損控除額
- ・医療費控除額
- ・小規模共済等掛金控除額
- ・社会保険料控除額
- ・生命保険料控除額
- ・地震保険料控除額
- ・配偶者特別控除額
- ・配偶者控除等
- ・扶養控除
- ・一般
- ・特定
- ・老人
- ・同老
- ・16歳未満扶養者数

◎障害者控除

◎普障

◎特障

・同特

・控除対象配偶者

・控除対象障害者

・控除対象寡婦（寡夫）

・控除対象勤労学生

・扶養控除対象

・16歳未満扶養親族

・専従者控除額

・所得控除合計額

・課税所得額（課税標準額）

・市町村民税 税額控除前所得割額

・市町村民税 調整控除額

・市町村民税 調整額

・市町村民税 住宅借入金等特別税額控除額

・市町村民税 住宅借入金等特別税額控除額【税源移譲前】

・市町村民税 寄附金税額控除額

・市町村民税 寄附金税額控除額【税源移譲前】

・市町村民税 外国税控除額

・市町村民税 配当控除額

・市町村民税 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額

・市町村民税所得割額

・市町村民税所得割額【税源移譲前】

・市町村民税均等割額

・都道府県民税所得割額

・都道府県民税均等割額

・居住用損失額

・市町村民税所得割額（減免前）

・市町村民税均等割額（減免前）

・減免税額

・所得税確定申告書の提出の有無

・住民税申告書の提出の有無

・住民登録外課税の有無

・住民登録外課税者の課税地市区町村コード